

# 重度心身障がい者医療費助成対象者で 65歳以上の方へ

## ～後期高齢者医療保険に加入できます～

加入すると、医療機関の窓口でのお支払いが原則不要となるなどのメリットがあります。なお、保険料負担が個別に発生する場合がありますので、下の表を参考にご検討ください。

		後期高齢者医療保険に 加入した場合	後期高齢者医療保険に 未加入の場合
1	医療機関等の窓口での 医療費の支払	不要※	必要 (医療保険の自己負担分 を支払う)
2	重度心身障がい者医療費 助成申請書の提出	不要※	必要 (最短4か月後に振込)
3	医療費が高額になった場合 の高額療養費の申請	不要	必要 (加入保険での申請)
4	重度心身障がい者医療費 助成対象額	自己負担額のすべて	総医療費の1割 (自己負担が発生)
5	保険料 医療費の一部負担金の割合 医療費の自己負担限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の収入や扶養の有無などによって変わります。</li> <li>・現在ご家族の医療保険の扶養になっている方は、新たに後期高齢者医療保険料がかかります。</li> <li>・詳細は<a href="#">国保年金課窓口</a>へご相談ください。試算も行っています。</li> </ul>	

※社会保険に加入の方、または社会保険に加入している家族等に扶養されている方は、後期高齢者医療に加入することで、これまで受けていた控除、給付、手当等が受けられなくなる場合があります。お手続きの前に、現在加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

※後期高齢者医療保険に加入してからも、窓口でのお支払いと助成申請書の提出が必要な場合があります。

- ・県外の医療機関を受診した場合
- ・医師の指示による柔道整復（接骨等）、ハリ、灸、あんま、マッサージ等を受けた場合
- ・医師の処方を受けて医療用装具を購入した場合

保険の変更手続きは裏面へ➡

# 後期高齢者医療保険への変更手続きの流れ

## 1. 後期高齢者医療保険への加入手続きをする

⇒【手続き場所】国保年金課（39-1244）

《手続きに必要なもの》

- ① 現在使用している健康保険証
- ② お持ちの障がい者手帳
- ③ マイナンバーがわかるもの
- ④ 特定疾病療養受療証（該当者のみ）
- ⑤ 代理申請の場合は、代理の方の本人確認書類と本人からの委任状

## 2. 現在加入している医療保険からの脱退手続きをとる

※必ず上記1の加入手続きが済んでから行ってください!!

⇒【手続き場所】各医療保険の窓口

（手続きに必要なものは各医療保険にお問い合わせください）

## 3. 重度心身障がい者医療費受給資格の変更届（保険）を提出する

保険の変更に伴い、「重度心身障がい者医療費受給資格内容変更届書」と「後期高齢者医療高額療養費支給申請書兼受領委任同意書」を提出していただきます。「現物」と書かれた重度心身障がい者医療受給者証を後日郵送します。

⇒【手続き場所】障がい者支援課（39-1241）

《手続きに必要なもの》

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・重度心身障がい者医療受給者証
- ・受給者のマイナンバーがわかるもの
- ・受給者名義の通帳



会津若松市 障がい者支援課 給付グループ  
電話 0242-39-1241